

西東京市児童発達支援センター実施計画（概要版）

整備基本計画の最終年度となる令和6年度、「第3次西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画（令和6年3月）」を踏まえ、これまでの取組を振り返るとともに、改めて市民ニーズ等の確認を行いました。

今回策定する「西東京市児童発達支援センター実施計画」は、令和7年度から児童発達支援センターで行う具体的な取組を整理したものです。

本実施計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間です。

西東京市児童発達支援センター整備基本計画に基づく取組の検証（令和4年度～6年度）

機能1：相談窓口の整備	機能2：早期発見からの発達支援と保護者支援	機能3：関係機関(保育園・幼稚園・児童発達支援事業所・学校・病院・庁内関係部署)とのつながり	機能4：地域との関わり
- 専任の相談員 の配置及び専門職員による検査実施回数増加により、受付から初回相談、その後の継続的な相談まで、タイムリーな支援が可能となりました。 - 一方で、他機関との切れ目のない支援として丁寧な対応が求められる中、具体的な支援につなぎ切れず、あるいは地域の児童発達支援事業所と並行して相談が継続するケースが増加している状況への対応が必要となっています。	- 市内の児童発達支援事業所が増加（令和3年度3か所→令和6年度10か所）し、発達支援の場が広がったことを受け、早期に療育を体験し、タイムリーな支援につなげるためのフォローアップ事業を実施しました。 - 専門療育職員の増員を行い、個別指導 の拡充を図りました。メール配信等の媒体を活用し、情報提供の機会を増やしました。	- 園からの要請による訪問件数の増加（令和2年度60件→令和4年度98件）や、並行通園グループ利用児の在籍園への訪問、定期的な連携会議の開催、就園・就学等の際の移行支援の充実により、関係機関とのつながりを強化し、支援の幅を広げることができました。 - 今後は、定期的なサイクルによる園訪問の実施や、学齢児への対応が求められています。	- 関係機関向けの公開講座・療育公開の定期開催や、18歳までの保護者を対象とした市民講座の実施、さらにアウトリーチや連続形式の講座等、多様な形式で事業を展開しました。多くの関係者や保護者の学習する場を提供し、保護者同士のつながりづくりや関係機関等との連携強化を促してきました。 - 今後は、これまでにひいらぎとつながりのない方々の参加促進や、ペアレントメンター事業の活用等、保護者同士のつながりを広げていくことが求められています。

アンケート調査の結果概要

◆ 調査期間・方法 令和6年8～9月 メール及びLoGoフォームによる調査

◆ 結果

子ども関係機関（回答数：西東京市9課、関係機関1、関係団体1）

- ・発達に不安を抱える保護者、発達支援を必要としている子ども等、発達に関する相談の増加。
- ・子どもに関する情報共有ツールの検討等、庁内関係部署間や関係団体との連携の仕組み作りが課題。

幼稚園・保育園等（回答数：89）

- ・前回アンケート時と比べ、発達に心配や課題がある子どもについて、①増えている（44）、②変わらない（24）、③とても増えている（21）
- ・今後必要なことは、①職員数の増加（4.47）、②必要に応じたひいらぎによる園訪問（4.46）、③ひいらぎによる定期的な園訪問（4.33）、③専門機関との連携強化（4.33） ※5段階評価の平均値

児童発達支援事業所（回答数：11）

- ・保護者から寄せられる相談で最も多い内容は、①就学に関すること（9）、②園生活に関すること（7）、②家庭での困りごと（7）
- ・今後ひいらぎがさらに充実するとよいと思うことは、事業所に子どもと保護者がつながりやすくしてほしい（8）が最多。

放課後等デイサービス事業所（回答数：15）

- ・保護者から寄せられる相談で最も多い内容は、①家庭での困りごと（13）、②学校生活に関すること（9）、②進学に関すること（9）
- ・今後ひいらぎがさらに充実するとよいと思うことは、事業所に子どもと保護者がつながりやすくしてほしい（7）、ケースの引継ぎをしてほしい（7）、事例検討会を実施してほしい（7）が最多で並ぶ。

基本方針

- ひいらぎは、「西東京市児童発達支援センター整備基本計画」に掲げた基本理念「こどもの発達を一緒に考え、地域の中ではぐくむ」に基づき、切れ目のない発達支援と安心して子育てができる地域づくりを目指して運営してきました。
- 今後も、基本理念は引き継ぎ、発達に心配や課題のある子どもとその家族を真ん中に、さらに充実した発達支援を提供できるよう、関係機関との連携を進め、児童発達支援センターの各機能を強化していきます。

児童発達支援センター機能の体系

- 改正児童福祉法に基づき、ひいらぎが地域の中核的な役割として担うべき機能の項目を軸として、今後の事業を実施します。
- これまでの取組を引き継ぎつつ、アンケート調査により明らかになったニーズを踏まえて、求められる機能を強化していきます。

整備基本計画 (令和 4 年度～6 年度)		実施計画 (令和 7 年度～令和 9 年度)	
機能 1	相談窓口の整備	機能 1	幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
機能 2	早期発見からの発達支援と保護者支援	機能 2	地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
機能 3	関係機関とのつながり	機能 3	地域のインクルージョン推進の中核機能
機能 4	地域との関わり	機能 4	地域の発達支援に関する入口としての相談機能

児童発達支援センターひいらぎの機能及び実施事業（令和7年度～9年度）

機能1：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

- 多様な形態や高度な専門性を持った関わりで、一人ひとりの子どもに合わせた支援を実施していきます。引き続き「一緒に子育てする」という姿勢で、家族支援を大切にしながら、支援を行います。また、学齢児、及び、18歳までの児童の保護者への支援の拡充を図ります。

<事業名>

- (1) アセスメントの提供
- (2) 専門療育事業の実施（個別相談・個別指導）
- (3) 児童発達支援事業の実施
-  (4) 移行支援体制の充実
-  (5) 幅広い保護者支援の充実

機能2：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

- 引き続き、連絡会や研修を実施します。さらに、地域の発達支援力向上のために、障害児通所支援事業所に対しての支援を構築します。

<事業名>

-  (1) 障害児通所支援事業所スーパーバイズ・コンサルテーション事業
- (2) 児童発達支援事業所連絡会の実施
- (3) 療育の公開
- (4) 公開講座の実施

機能3：地域のインクルージョン推進の中核機能

- インクルージョンの推進を図るため、保育園・幼稚園等への巡回訪問の回数や形態、対象とする機関を広げ、地域でのつながりを強化します。

<事業名>

-  (1) 巡回訪問・出張講座の実施
- (2) 所属園との連携
- (3) 保育所等訪問支援事業の実施（個別指導）
-  (4) 学童クラブとの連携の実施
- (5) 連携会議の実施

機能4：地域の発達支援に関する入口としての相談機能

- 子どもの状態に合わせて、タイムリー、適切に受け止める体制を強化します。また、専門性を必要とされる相談に対応できるよう、関係機関との一層の連携を図ります。

<事業名>

-  (1) 初回相談の実施
-  (2) 継続相談の実施
- (3) 計画相談支援事業の実施
-  (4) フォロースタッフ事業の実施